

## 2019. 11. 19 第39回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第39回口頭弁論期日が終わりました。

前回の期日は8月29日でした。それから今日までの間での大きな出来事は、先ず、9月19日に東京電力の旧経営陣の3人について、東京地裁が無罪判決を出したことです。福島第一原発の事故は、2002年7月に政府の地震調査研究推進本部が発表した、福島沖を含む三陸沖から房総沖の大津波の可能性を示す長期評価を東京電力が無視したことに原因があります。東京電力の内部でも、この長期評価に基づいて、福島第一原発での津波高を計算したところ、15.7メートルという数値を得ていたのです。それが2008年6月でした。その報告を受けた東京電力の旧経営陣は、直ぐに対策をとるのではなく、その数値を、土木学会で検討してもらうように指示したといます。土木学会は、いわゆる原子力村の意向に沿う判断をしがちなところですから、15.7メートルという数値は信頼できるものではないという結論が得られると考えていたのでしょう。15.7メートルという試算結果を東京電力は、ずっと明らかにしてきませんでした。15.7メートルの試算結果に基づいての防潮堤工事に莫大なお金がかかり、場合によっては、原子炉の運転停止もしなければならなかったので、対策を先送りにしたのです。その結果が、2011年3月11日の福島第一原発の事故につながりました。予想されたとおりの津波が福島第一原発を襲ったのです。福島第一原発の事故で多くの人命が失われました。その責任は、津波対策を先送りにした東京電力の旧経営陣にあるのではないのでしょうか。今回の東京地裁の判決は、起訴されている3人には大津波の予見可能性が認められないとして、無罪としたのです。納得できない判断です。控訴されていますので、今後の高等裁判所での審理に注目したいと思います。

次に、9月末ころからマスコミで大々的に報じられたのが、関西電力の高浜原発がある福井県高浜町の元助役が、関西電力の幹部らに対し、2011年からの7年間だけでも、3億2000万円もの多額の金品を送っていたということです。亡くなった元助役への国税局の税務調査の過程で、高浜原発などの工事を請負う会社から元助役に手数料名目で約3億円が入り、その中から、17年までの7年間に関西電力の幹部の6人に1億8000万円が贈られていたことが分かったといます。問題発覚後の社内調査で、幹部の20人に対し、7年間で3億2000万円ものものが贈られていたということが分かったと言います。関西電力の社長は、原子力事業に影響が出るのではないかと考えて返せなかったと説明しました。そんなことがありますのでしょうか。彼らが受け取っていた金品は、元は、関西電力から支払われた工事代金の一部から賄われたものです。中部電力は、関西電力のようなことは

なかったと発表していますが、本当でしょうか。今回明らかになった関西電力の事件が明らかにした事実は、不正なお金がないと原発はなりたない！ということです。原発は、そのような存在なのです。そのような原発は、私たちは、要りません。

本日の口頭弁論期日で、私たちは、中部電力の行っている津波シミュレーションの結果は、不当に低すぎることを指摘しました。中部電力のシミュレーションでは、最大上昇水位はT. P. 6. 1 mで、防波壁前面での最大上昇水位はT. P. 21. 1 mというのです。私たちは、南海トラフの巨大地震モデル検討会や静岡県の津波想定で、浜岡原発の敷地には、19 mから20 mの津波が来ると想定されていますから、防潮堤のところでは、1. 5倍の約30 mになるのではないのか、と考えています。

中部電力のやり方は、与える「条件」によって、津波の高さがいろいろ変わるので、自分の都合のよいような結論がでる「条件」を与えているだけです。自分たちが与えた「条件」が保守的なもの、安全側にたつものだと何故いえるのでしょうか。結局、中部電力のやり方は、津波対策を先送りにした東京電力の旧経営陣のやり方と同じです。福島第一原発の事故を経験した後では、そのようなやり方は許されるものではないと考えます。

高さ20 m以上の津波が襲ってくることもありえるものだという事を前提に浜岡原発を考えなければなりません。福島第一原発事故の前と全く同じやり方では、福島第一原発の事故のような事故が起きないとは言いきれません。

なかなか裁判が進まないことに苛立ちを覚えている方々も多いと思います。私も同じです。しかし、焦らないで、私たちの訴えが裁判所に認めてもらえるよう、一歩一歩進めていきます。今後とも、皆様のご協力とご援助をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘